



令和2年7月6日

報道機関 各位

国立市市長室広報・広聴係

新型コロナウイルス感染症対策 テナント家賃支援金の受付を 開始します

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業を支援する市独自の「国立市中小企業等経営支援金」に、家賃支援を行うメニューを追加しました。

ぜひ、貴媒体での取材・掲載方、お願いいたします。

記

1. テナント家賃支援金の概要

(1) 交付金額

家賃2か月相当分の3分の2（1事業者あたり上限20万円）

(2) 交付の条件

■国立市内の事業所等において事業を営むことにより、支払うべき家賃が発生していること

※本店所在地が市外の場合であっても、市内に事業所等があれば対象です。

※事業を行っている場所であっても、建物が無い場合は対象外です。

■令和2年1月～6月のいずれかの売上高が、前年同月比で20%以上50%未満減少していること

■国の家賃支援給付金を受給していないこと

※50%以上減少している月がある場合は、国の「家賃支援給付金」の対象となります。

■令和元年12月末日以前から同一事業を営んでいること（創業特例等あり）

(3) 対象の事業者

■市内に事業所等を賃借している中小企業等または個人事業者等（フリ



ーランス等を含む)

※政治団体、宗教団体等は対象外です。

※年間事業収入が10万円未満の事業者は対象外です。

(4) 申請期間

令和2年7月3日(金)～9月30日(水)

※郵送申請の場合、当日到着分まで受け付けます。

2. 申請方法

- ①インターネット申請
- ②郵送申請
- ③窓口申請

3. 必要書類

- ①申請書
- ②確定申告書の写し
- ③履歴事項全部証明書
※中小企業等の場合
- ④売上高が確認できる帳簿類の写し
- ⑤賃貸借契約書の写し
- ⑥振込先口座が確認できるもの(通帳等の写し)
- ⑦賃貸借契約書に記載された所在地に事業所等があることが確認できる資料
(営業許可証、パンフレット・ホームページ等、開業届等)の写し
※個人事業者等の場合
- ⑧自宅兼事務所の事務所部分の割合がわかる資料
※自宅兼事務所の場合
- ⑨身分証明書の写し
※個人事業者等の場合

4. 参考

既存の「国立市中小企業等経営支援金」のメニュー

- ①自粛対応支援金
申請期限：令和2年8月31日(月)
- ②事業継続支援金
申請期限：令和3年1月15日(金)

問い合わせ

国立市生活環境部 まちの振興課商工観光係
TEL：042-576-2111(内線347・348)